

屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準

現 行	改正案
<p>施行 平成15年4月1日 最近改正 <u>平成24年9月25日</u> (改正施行 <u>平成24年10月1日</u>)</p>	<p>施行 平成15年4月1日 最近改正 <u>平成31年3月29日</u> (改正施行 <u>平成31年4月1日</u>)</p>
<p>横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。<u>以下「条例」という。</u>）第109条の規定により、屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準を次のとおり定める。</p>	<p>横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号）第109条の規定により、屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準を次のとおり定める。</p>
<p>事業者は、屋外において、資材の積卸し、運搬用機器の使用、車両の運行等騒音及び振動を伴う作業を行う場合には、以下の項目について、可能な限り配慮し、騒音・振動の未然防止に努めるものとする。</p>	<p>事業者は、屋外において、資材の積卸し、運搬用機器の使用、車両の運行等騒音及び振動を伴う作業を行う場合には、以下の項目について、可能な限り配慮し、騒音・振動の未然防止に努めるものとする。</p>
<p>また、事業者は騒音等の問題が生じ、別表に規定する公害が生じていると認められる基準に<u>該当する</u>場合には、速やかに改善措置を講じるものとする。</p>	<p>また、事業者は騒音等の問題が生じ、別表に規定する公害が生じていると認められる基準を<u>超過する</u>場合には、速やかに改善措置を講じるものとする。</p>
<p>1 屋外作業を行う場所の構造</p> <p>(1) 敷地の周囲に遮音性の高い塀を設置し、防音対策をする。ただし、周辺住民から風通し・見晴らし・日当たり等の要望がある場合は、<u>これを</u>配慮すること。</p> <p>(2) <u>車輛</u>の出入口は、<u>住宅側</u>から離れた位置にすること。</p> <p>2 機器・車両等の騒音・振動対策</p> <p>(1) 敷地内で使用する油圧ショベル等の建設機械は<u>超低騒音型</u>にすること。</p> <p>((2)省略)</p> <p>(3) 運搬<u>車輛</u>のバックブザーは、危険のない範囲で切るようにすること。</p> <p>(4) 停車中の<u>車輛</u>のアイドリングは停止すること。</p>	<p>1 屋外作業を行う場所の構造</p> <p>(1) 敷地の周囲に遮音性の高い塀を設置し、防音対策をする。ただし、周辺住民から風通し・見晴らし・日当たり等の要望がある場合は、<u>それらに</u>配慮すること。</p> <p>(2) <u>車両</u>の出入口は、<u>住宅</u>から離れた位置にすること。</p> <p>2 機器・車両等の騒音・振動対策</p> <p>(1) 敷地内で使用する油圧ショベル等の建設機械は<u>超低騒音型(国土交通省指定)</u>にすること。</p> <p>((2)省略)</p> <p>(3) 運搬<u>車両</u>のバックブザーは、危険のない範囲で切るようにすること。</p> <p>(4) 停車中の<u>車両</u>のアイドリングは停止すること。</p>

現 行	改正案
<p><u>(5) 資材置場等においては、資材等の落下音を防止するため、作業場所の床に緩衝機能を有する素材（ゴムマット等）を敷くこと。</u></p> <p>○</p> <p>(6) 鉄骨加工場でせん断機・走行クレーン等の機械を使用する場合は、低騒音化に努めること。</p> <p>3 作業方法等の騒音・振動対策</p> <p>(1) 早朝・夜間・<u>日祭日</u>の作業は控えること。</p> <p>(2) 騒音・振動<u>を発生させない</u>作業方法・使用方法<u>を作業員・使用者に徹底すること。</u></p> <p>(3) <u>作業員・従業員の大声・話し声に注意すること。</u></p> <p>(4) 著しい騒音・振動が発生する作業は、<u>住宅側</u>から離れた場所で行うこと。</p> <p><u>(5) 資材等の荷物の積卸しは、静かにすること。</u></p> <p><u>(6) 出入りする車両の通行時間・速度規制・搬入ルートを検討すること。</u></p> <p><u>(7) 建家がある場合は、作業はなるべく建家内で行うこと。</u></p> <p><u>(8) 資材置場等においては、作業中の資材・製品・廃品等のぶつかり合う音に注意すること。</u></p> <p>4 その他</p> <p>(1) 看板を設置して、<u>作業員</u>に騒音・振動の防止を啓発すること。</p> <p>(2) <u>粉じんを飛ばさないよう常に水撒きを怠らないようにすること。</u></p>	<p>(5) 鉄骨加工場でせん断機・走行クレーン等の機械を使用する場合は、低騒音化に努めること。</p> <p>3 作業方法等の騒音・振動対策</p> <p>(1) 早朝・夜間・<u>日曜日及び休日</u>の作業は控えること。</p> <p>(2) 騒音・振動<u>を防止する</u>作業方法・使用方法<u>について、作業員への研修を日常的に実施すること。</u></p> <p>(3) <u>掛け声・話し声に注意すること。</u></p> <p>(4) 著しい騒音・振動が発生する作業は、<u>住宅</u>から離れた場所で行うこと。</p> <p><u>(5) 建屋がある場合は、作業はなるべく建屋内で行うこと。</u></p> <p><u>(6) 資材等の荷物の積卸しは、静かに行うこと。</u></p> <p><u>(7) 作業中の資材・製品・廃品等のぶつかり合う音に注意すること。</u></p> <p><u>(8) 資材等の落下音を防止するため、作業場所の床に緩衝機能を有する素材（ゴムマット等）を敷くこと。</u></p> <p><u>(9) 出入りする車両の通行時間・速度・搬入ルートを検討すること。</u></p> <p>4 その他</p> <p>(1) 看板を設置して、<u>作業員</u>に騒音・振動の防止を啓発すること。</p> <p>(2) <u>水撒きを行い、粉じんの飛散を防止すること。</u></p>

別表 公害が生じていると認められる基準

騒音を被る者が居住する側の敷地境界線において、屋外作業から発生する操業時間のEXPLが、その地域の環境基準に定める数値とその時間帯（昼間 16 時間、夜間 8 時間）から算出される基準値を超えている場合に公害が生じていると認める判断基準とする。

EXPL：騒音暴露量

測定時間中に屋外作業に伴って発生する騒音の全エネルギー（瞬時A特性音圧の2乗積分値）と等しいエネルギーを持つ継続時間1秒の定常音の騒音レベル

(参考)

$$EXPL = 10 \log_{10} \frac{1}{T_0} \int_{t_1}^{t_2} \frac{p_A^2(t)}{p_0^2} dt$$

$p_A(t)$:対象とする騒音の瞬時A特性音圧(P a)

p_0 :基準音圧 (20 μ Pa)

$t_1 \sim t_2$:対象とする騒音の継続時間を含む時間 (秒)

T_0 :基準時間(1秒)

地 域	基準値 EXPL (単位：dB)	
	昼 間	夜 間
A・B地域	103	90
C地域	108	95

備考 1 A・B地域とは都市計画法第8条第1項第1号に規定する、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準

別表 公害が生じていると認められる判断基準

騒音を受ける者が居住する住居等の敷地の境界線において、屋外作業から発生する騒音の音量が横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第38条に定める別表第13の表の地域及び時間ごとの欄に掲げる数値を超え、かつ、屋外作業から発生する操業時間の騒音暴露量(EXPL)が、その地域の環境基準に定める数値とその時間帯（昼間 16 時間、夜間 8 時間）から算出される数値を超えている場合に公害が生じていると認める判断基準とする。

騒音暴露量：EXPL

測定時間中に屋外作業に伴って発生する騒音の全エネルギー（瞬時A特性音圧の2乗積分値）と等しいエネルギーを持つ継続時間1秒の定常音の騒音レベル

(算出式)

$$EXPL = 10 \log_{10} \left[\frac{1}{T_0} \int_{t_1}^{t_2} \frac{p_A^2(t)}{p_0^2} dt \right]$$

$p_A(t)$:対象とする騒音の瞬時A特性音圧(P a)

p_0 :基準音圧 (20 μ Pa)

$t_1 \sim t_2$:対象とする騒音の継続時間を含む時間 (秒)

T_0 :基準時間(1秒)

地 域	基準値 EXPL (単位：dB)	
	昼 間	夜 間
A・B地域	103	90
C地域	108	95

備考 1 「A・B地域」とは都市計画法第8条第1項第1号に規定する、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、

<p>住居地域及び<u>その他の地域</u>とする。</p> <p>2 <u>C地域</u>とは都市計画法第8条第1項第1号に規定する、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とする。</p> <p>3 基準値は昼間の環境基準値（A・B地域 55 d B、C地域 60 d B）及び夜間の環境基準値（A・B地域 45 d B、C地域 50 d B）から算出される E X P L を四捨五入して整数化した値である。</p> <p>4 昼間は午前6時から午後10時までの16時間とし、夜間は午後10時から翌日の午前6時までの8時間とする。</p>	<p>準住居地域及び<u>用途地域以外の地域</u>とする。</p> <p>2 <u>「C地域」</u>とは都市計画法第8条第1項第1号に規定する、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とする。</p> <p>3 基準値は昼間の環境基準値（A・B地域 55 d B、C地域 60 d B）及び夜間の環境基準値（A・B地域 45 d B、C地域 50 d B）から算出される E X P L を四捨五入して整数化した値である。</p> <p>4 昼間は午前6時から午後10時までの16時間とし、夜間は午後10時から翌日の午前6時までの8時間とする。</p>
--	--